

支援を必要とする子どもの就学について

川崎市教育委員会
川崎市総合教育センター
特別支援教育センター

はじめに

学校教育には、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのため、文部科学省では、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するための特別支援教育を推進しています。

インクルーシブ教育システムの構築には、「障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶこと」を目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」という最も本質的な視点に立つことが重要になります。

川崎市では、お子さん一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場について話し合う、就学相談をおこなっております。就学相談では、お子さんの教育的ニーズを明らかにして、必要な教育的支援や学習環境の整備等について相談します。また、様々な就学の場を紹介するとともに、お子さんが安心して充実した学校生活を送るためにどのようなことが必要か、一緒に相談していきます。



目 次

I 様々な学びの場について

- 1 通常の学級（学区の小学校） |
- 2 通級指導教室 |
- 3 特別支援学級（学区の小学校） 2
- 4 特別支援学校小学部（県立・市立） 3
- 5 医療のサポートについて 4

II 就学相談の流れについて

- 就学相談の流れ 5
- A 支援学校を考えている方の流れ 6
- B 支援学級を考えている方の流れ 7
- C 小学校生活に心配がある方の流れ 8

III 就学相談の申込について

- 1 申込方法 9
- 2 申込期日 10
- 3 相談日時の決定 11

IV 就学相談 当日について

- 1 当日の流れ 12
- 2 当日の持ち物 12

V 入学までの連携

- 1 総合教育センターとの連携 13
- 2 学校との連携 13
- 3 関係機関との連携 13

VI 就学先の決定について

- 1 就学先の決定 14
- 2 障害の程度 14
- 3 学びの場の見直し 14
- 4 合意形成に至らなかった場合 14

【資料】学区外の小学校への就学（指定変更）について 15

【資料】相談室の案内 16

I 様々な学びの場について

1 通常の学級（通学区域の小学校）

住所で指定されている通学区域の小学校に就学します。集団による一斉指導で、小学校学習指導要領に沿った教育が行われます。35人までで1学級が編成され、担任は一人です。

<通常の学級における支援>

- ・担任による支援（座席の配慮、個別の言葉かけ等）が基本となります。
- ・お子さんと学校の状況に応じて、複数の教員による授業（ティームティーチング）や別の場で個別のニーズに合わせた分かりやすい指導などが行われる場合もあります。
- ・各学校に、相談窓口の支援教育コーディネーターがいます。お子さんに必要な支援や、学校で可能な支援について相談しましょう。

小学校の時間割（例）

	月	火	水	木	金
8:30登校	朝の会				
1	国語	算数	国語	算数	国語
2	算数	国語	算数	国語	体育
	中休み				
3	国語	生活	図工	算数	生活
4	音楽	体育	図工	体育	生活
	給食 / 清掃 / 昼休み				
5	体育	学活	音楽	国語	道徳
14:20下校	帰りの会				

2 通級指導教室

通常の学級に就学した場合、お子さんの状況や必要に応じて、障害の改善・克服を目的とする通級指導教室を利用することができます。定期的な個別指導を原則としますが、小集団の指導を合わせて行うことがあります。

保護者の付き添いで在籍校から通級指導教室設置校に週1回1時間程度通う設置校方式（設置校・エリア拠点校）と、通級担当者が在籍校を訪れ在籍校の一室で指導を受ける巡回方式があります。設置校方式、巡回方式のどちらの方式で指導を行うかは、個別の指導計画に基づき、通級指導教室が決めます。いずれの方式も、教科の遅れを補充するための学習指導は行いません。

お子さんの状況に応じて、難聴、言語、情緒関連の通級指導教室が設置されています。難聴は市内に1教室、言語と情緒関連は各区に1教室ずつ設置されています。

	難聴	言語	情緒関連	エリア拠点校 (言語・情緒関連)
川崎区	聾学校	川崎小学校		
幸区		御幸小学校		南加瀬小学校
中原区		東住吉小学校		
高津区		久本小学校		
宮前区		宮前平小学校	富士見台小学校	白幡台小学校 南野川小学校
多摩区		三田小学校	東生田小学校	西菅小学校
麻生区		はるひ野小学校		王禅寺中央小学校

<通級指導教室における指導内容>

難 聴（市立聾学校に設置）

- ・聞こえの仕組みや補聴器について学習し、管理・活用できる力を育てます。
- ・その子の聴力に応じて、読む・書く・聞く・話す力を育てます。
- ・周囲とスムーズにコミュニケーションがとれるよう、人とのかかわり方や場面に応じた手段を指導します。

言 語（各区に1教室設置）

- ・発音に誤りがある子に、正しい発音の仕方をトレーニングします。
- ・話すときに、つかえたり同じ音を繰り返したりする子に、楽な話し方を指導します。
- ・知的な遅れはないが、読み書きや会話に困難さのある子に、その子にあった読み書きの方法や、表現の仕方を指導します。
- ・聞き誤りや聞き返しが多い子に、話を正しく聞き取り、理解する力を育てます。

情緒関連（各区に1教室設置）

- ・人の話を聞き、場に応じたコミュニケーションが苦手な子に、集団活動を通して場に応じたコミュニケーションのとり方をトレーニングします。
- ・興味あることに没頭して、場面の切り替えが難しい子に、相手や状況に合わせて気持ちを切り替える力を育てます。
- ・周囲の音や物の刺激が気になりやすい子に、課題への集中の仕方を一緒に考えます。
- ・感情や行動のコントロールがしにくい子に、その子にあったコントロールの仕方をトレーニングします。
- ・困難さに応じた効果的な学習の仕方を一緒に考えます。

3 特別支援学級（通学区域の小学校）

市内のすべての市立小学校に設置されています。障害の状態や必要な支援によって学級種別が決定され、学級編制がされています。

知的障害	知的発達の遅れがある子ども
肢体不自由	肢体不自由のある子ども
病弱・身体虚弱	病気で特別な配慮が必要な子ども
弱視	視覚に障害がある子ども
難聴	聴覚に障害がある子ども
自閉症・情緒障害	自閉症や情緒障害などにより、行動面やコミュニケーション面などで支援が必要な子ども

<特別支援学級の指導形態・指導内容>

- ・国の基準で、学級種別ごとに8名までで1学級が設置され、担任は1学級1名が原則です。
- ・お子さんの状況や学校の状況に合わせて、小集団指導や集団学習、個別の課題に応じた学習、交流及び共同学習（通常の学級での学習）など、特別な教育課程を編成して教育活動を行います。
- ・学習面だけでなく、生活面、行動面、コミュニケーション面など幅広く指導します。
- ・各教科等の学習と合わせて、自立活動（学習や生活上の困難を改善・克服するための活動）の学習を行います。

【時間割の例】

※学級種別が同じであっても、教育的ニーズや発達段階（学年）の違いによって教育課程は異なります。

【知的障害特別支援学級の時間割の例】

★印は交流の時間

	月	火	水	木	金
	朝の会				
1	国語	算数	国語	算数	国語
2	算数	国語	算数	国語	★体育
	中休み				
3	国語	生活 単元 学習	★図工	算数	★生活
4	★音楽		★図工	★体育	★生活
	給食 / 清掃 / 昼休み				
5	★体育	学活	★音楽	自立 活動	道徳
	帰りの会				

【自閉症・情緒障害特別支援学級の時間割の例】

★印は交流の時間

	月	火	水	木	金
	朝の会				
1	国語	算数	国語	算数	国語
2	算数	国語	算数	国語	★体育
	中休み				
3	自立 活動	★生活	★図工	算数	★生活
4	★音楽	★体育	★図工	★体育	★生活
	給食 / 清掃 / 昼休み				
5	★体育	★学活	★音楽	国語	道徳
	帰りの会				

特別支援学校センター的機能

特別支援学校には特別支援教育のセンター的機能が規定されています。専門性を活かし、小中学校等に在籍する支援が必要な児童生徒の教育について助言等を行うものです。

- ・ **計画巡回訪問支援** 特別支援学級に在籍する児童生徒（A手帳取得の方、身体障害者手帳一種一級取得の方、聴覚障害特別支援学級の方）を対象に学校を巡回し、児童生徒への支援について助言等を行います。
- ・ **要請訪問支援** 学校の要請に応じて学校を訪問し、児童生徒への支援について相談に応じます。

4 特別支援学校小学部（県立・市立）

健康面や生活面、行動面等の様子から支援が非常に多く必要な場合 または 支援ニーズの高い児童が対象障害の程度が重度のお子さんを対象に、特別支援学校小学部が設置されています。知的障害教育部門、肢体不自由教育部門、聴覚障害教育部門、視覚障害教育部門、病弱教育部門の特別支援学校があります。

*教育部門ごとにそれぞれの通学地域が定められています。通学地域がわからない場合、川崎市総合教育センター（溝口相談室 044-844-3700）に電話で問い合わせてください。

- ・ 特別支援学校の学習指導要領に基づいて、教育課程が編成されます。
- ・ 国の特別支援学校の教員配置基準で、教員が配置されています。障害の状態によって6名または3名までで1学級が編成され、担任は1学級1名が基本です。
- ・ 知的障害教育部門、肢体不自由教育部門設置の特別支援学校では、多くの場合、「自立活動」「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」などを中心とした教育課程を編成しています。
- ・ 視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門の特別支援学校では、基本的には小中学校に準ずる教育課程を編成していますが、本人の発達の状況や障害特性、教育的ニーズを基に教育課程を編成します。
- ・ 知的障害教育部門、肢体不自由教育部門設置の特別支援学校では、スクールバスを運行しています。運行している地域と経路は、ある程度決まっています。利用の可否等については、就学先決定後に学校と相談します。
- ・ 入学予定者数は、ある程度決まっています。

特別支援学校小学部（知的障害教育部門）の時間割（例）

	月	火	水	木	金
9:10 登校	日常生活の指導／体づくり／朝の会				
	課題別学習／自立活動				
	生活	体育	図工	生活	音楽
	給食／日常生活の指導				
	昼休み				
14:10 下校	生活／遊び／図工／体育				
	日常生活の指導／帰りの会				

川崎市の子どもの通学対象校

教育部門	学校名	所在地
知的障害	県立鶴見支援学校	横浜市鶴見区
	県立高津支援学校	高津区
知的障害・ 肢体不自由併設	市立田島支援学校 桜校 ※	川崎区
	市立田島支援学校 さくら分教室	
	市立中央支援学校 大戸分教室	中原区
	市立中央支援学校 稲田分教室	多摩区
	県立麻生支援学校 ※	麻生区
肢体不自由	県立中原支援学校 ※	中原区
聴覚障害	市立聾学校	
視覚障害	県立平塚盲学校	平塚市大原
	横浜市立盲特別支援学校	横浜市神奈川区

※印の学校では、訪問による教育が行われています。

田島支援学校小学部 桜校とさくら分教室について

- ・桜校では、ゆったりした日課で、可能な限り一人一人の状況に合わせた日課を提供し、お子さんの成長を促します。また、看護師が配置され、医療的ケアを行う体制が整っています。
- ・さくら分教室では、お子さんの実態に合わせて、さくら小学校との交流及び共同学習を実施しています。時間割はさくら小学校の日課に合わせた形になります。

※同じ田島支援学校小学部であっても、桜校とさくら分教室とは日課や教育課程が異なるので、どちらの教育課程が適切であるかについては、就学相談、川崎市教育支援会議での審議を経て、川崎市教育委員会が総合的に判断します。

5 医療のサポートについて

(1) 入院して治療している方への支援

- ・入院などにより通学が困難な児童のため、院内学級や訪問による教育があります。個々の状況については、総合教育センターでの就学相談の際にお話してください。

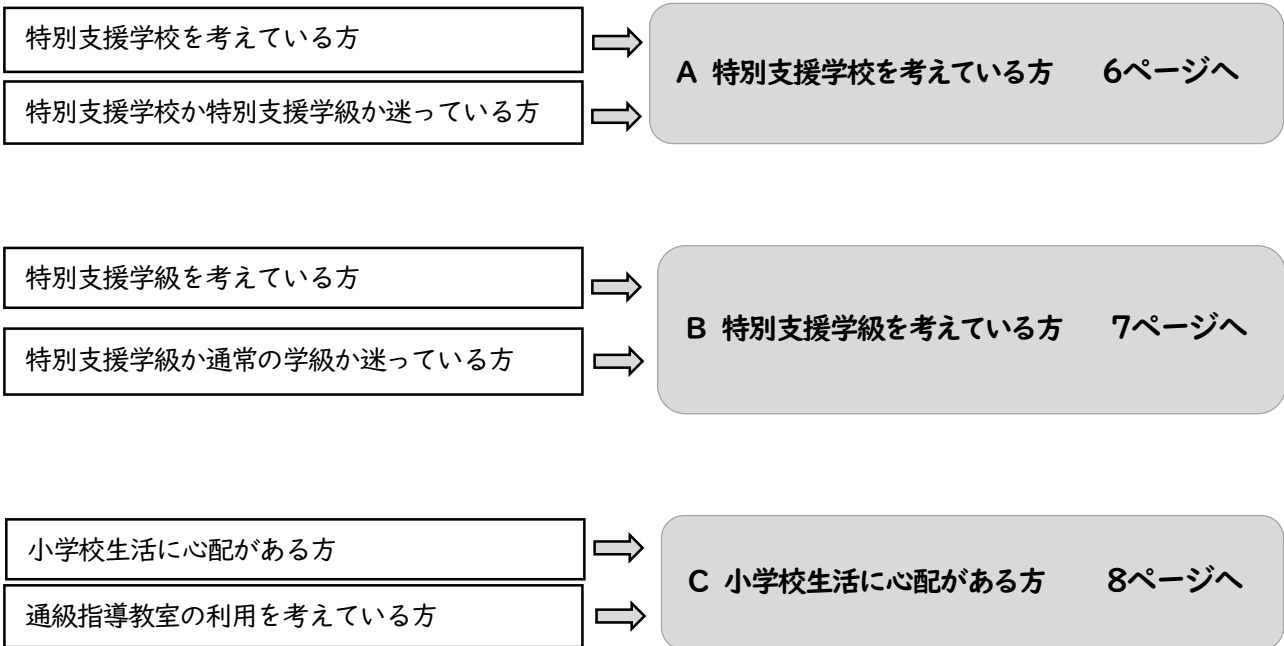
(2) 医療的ケアが必要な方への支援

- ・市立学校では、医療的ケア児童への必要な支援を行っています。児童生徒の状況に応じて看護師が配置されたり、訪問したりして、ケアを実施しています。個々の状況については、総合教育センターでの就学相談の際にお話してください。

*医療的ケアに限らず、持病等に係わる配慮が必要と考えられる方は、必ず小学校との個別の教育相談でその旨をお伝えください。

II 就学相談の流れについて

就学相談の流れ



A 特別支援学校を考えている方の流れ

5月10日(日)までに
(郵送は消印有効)

1. 就学相談の申込

・川崎市総合教育センターのホームページから申し込んでください。(※電子申込が難しい場合は、9ページを参照)

必ず参加しましょう

2. 小学校の学校見学会・特別支援学校の学校説明会に参加 5月～

・地域の小学校の生活についての情報を収集したうえで相談をしていただくことが大切です。居住地校交流や、お子さんが地域で生活していくことも考えて、必ず通学区域の小学校の学校見学会に参加してください。
・通学地域の特別支援学校の学校説明会に参加してください。(各学校へ参加を申し込みます)
※学校見学会・学校説明会の日程は、川崎市総合教育センターHPをご覧ください。4月中旬に掲載予定です。
※特別支援学校では、教育部門ごとに通学地域があります。通学地域がわからない場合、川崎市総合教育センター(溝口相談室044-844-3700)に電話で問い合わせてください。

3. 総合教育センターでの相談

・お子さんの集団活動、保護者との相談を別室で行います。お子さんは、基本的に集団場面で活動しますが、お子さんの状況によっては運動面や安全面に配慮し、個別での活動を行うことがあります。
・教育的ニーズを把握してお子さんにとってどのような支援が必要か、どのような教育環境が合っているか相談します。
・電子申込をされた方には、プロフィール票(申込時の入力情報を記載したもの)をお渡しします。

4. 活動の様子を報告

・相談後2～4週間で、就学相談時のお子さんの様子について電話等でお伝えします。
・活動場面から考えられる教育的ニーズや学校に必要な支援についてご提案します。

幼稚園、保育園、療育センター等への訪問
総合教育センター職員が訪問しお子さんの様子を拝見することがあります

プロフィール票を活用しましょう

5. 小学校での個別の教育相談

・保護者から直接通学区域の小学校に電話し、支援教育コーディネーターと日時を決めてください。
・お子さんも一緒に行き、**校長、支援教育コーディネーターと相談**しましょう。
・現在のお子さんの状況、幼稚園、保育園、療育センター等での支援について伝えましょう。
・総合教育センターでの相談の様子を伝えましょう。
・小学校での支援体制について聞きましょう。
・お子さんに必要な支援等について相談しましょう。

川崎市教育支援会議専門部会(8月より開催)

・障害のある子どもの就学について専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議専門部会」において、お子さんの教育的ニーズと必要な支援から学びの場について意見を聞きます。

6. 教育支援会議専門部会の報告

・教育支援会議専門部会での意見について、専門部会終了後1週間程度で保護者の方にお電話でお伝えします。お子さんの様子から、ご希望と異なる就学先や支援方法をご提案する場合があります。

特別支援学校の提案を受けた方

7. 特別支援学校での個別の教育相談(入学相談)

・総合教育センターから連絡を受けた保護者は、就学予定先の特別支援学校と連絡を取り、個別の教育相談(入学相談)の日程を決めます。お子さんも一緒に就学予定先の学校に行き、面談を行います。

特別支援学級の提案を受けた方

7. 小学校での再度の個別の教育相談

・特別支援学級の体験入級をするなど、継続して相談をすることがあります。

川崎市教育支援会議(11月末)

・学校関係者、医師、学識経験者等の専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議」において、お子さんの教育的ニーズと必要な支援について審議します。

8. 就学先の決定

・川崎市教育支援会議の審議結果を受けて川崎市教育委員会として総合的な判断を行います。
・令和8年12月以降に保護者に「入学通知書」が届きます。

8. 就学先の決定

・令和9年1月に「入学指定校通知書」が届きます。
・2月の入学説明会に参加しましょう。

B 特別支援学級を考えている方の流れ

6月30日(火)までに

(郵送は消印有効)

1. 就学相談の申込

- ・川崎市総合教育センターのホームページから申し込んでください。
(※電子申込が難しい場合は、9ページを参照)

必ず参加しましょう

2. 学校見学会 5月～

- ・必ず通学区域の小学校の学校見学会に参加してください。(各学校へ参加を申し込みます)
*学校見学会の日程は、川崎市総合教育センターHPをご覧ください。

3. 総合教育センターでの相談

- ・お子さんの個別の活動、保護者との相談を別室で行います。
- ・教育的ニーズを把握してお子さんにどのような支援が必要か、どのような教育環境が合っているか相談します。
- ・電子申込をされた方には、プロフィール票(申込時の入力情報を記載したもの)をお渡しします。

4. 活動の様子を報告

- ・相談後2～4週間、就学相談時のお子さんの様子について電話等でお伝えします。
- ・教育的ニーズや学校での必要な支援についてお伝えし、活動場面の様子から考えられる学びの場(特別支援学級・通常の学級等)についてもご提案します。

プロフィール票を活用しましょう

5. 小学校での個別の教育相談

- ・保護者から直接小学校に電話をし、支援教育コーディネーターと日時を決めてください。
- ・**お子さんも一緒に行き、校長、支援教育コーディネーターと相談をしましょう。**
- ・現在のお子さんの状況、幼稚園、保育園、療育センター等での支援について伝えましょう。
- ・総合教育センターでの相談の様子と学びの場の意向を伝えましょう。
- ・小学校での支援体制(通常の学級・特別支援学級)について詳しく聞きましょう。
- ・お子さんにとって必要な支援等について相談しましょう。

6. 個別の教育相談の報告 ***相談終了後、早めに、必ず**

- ・小学校での個別の教育相談の内容をお知らせください。
- ・学びの場について、保護者の意向を確認させていただきます。

特別支援学級

通常の学級

7. 就学先の決定

- ・川崎市教育委員会として総合的な判断を行い、学校長へ通知します。
- ・令和9年1月に、小学校への「入学指定校通知書」が届きます。
ご家庭への、特別支援学級へ入級する旨の特別な通知はありません。
- ・体験入学、入学式当日の流れ等について、必要に応じて小学校と相談しましょう。

入学後の相談について

- ・小学校では、支援教育コーディネーターが教育相談の窓口になっています。入学後、心配なことや支援について相談したい時は、まず学級担任や支援教育コーディネーターに相談しましょう。

C 小学校生活に心配がある方の流れ

プロフィール票を活用しましょう

*プロフィール票はHPからダウンロードできます。

小学校での個別の教育相談（9月～）

- ・9月以降、保護者から直接小学校に電話をし、支援教育コーディネーターと日時を決めてください。
- ・お子さんと一緒行き、校長、支援教育コーディネーターと相談しましょう。
- ・現在のお子さんの状況や必要な支援について伝えましょう。
- ・小学校での支援体制（通常の学級・特別支援学級）について詳しく聞きましょう。

※小学校での相談後、特別支援学級入級の意向があれば、総合教育センターでの就学相談を申し込んでください。

通級指導教室（難聴）を検討している方について

- ・令和9年1月以降、聾学校へ通級指導教室の相談を申し込んでください。
- ・入学後も相談の申込はできます。その場合、学級担任や支援教育コーディネーターと相談しましょう。

通級指導教室（言語・情緒関連）を検討している方について

- ・通級指導教室の利用を検討している場合、特に現在言語の指導を受けている方は、入学前から小学校と相談しておきましょう。
- ・入学後、学級担任や支援教育コーディネーターと相談したうえで、学校を通しての申込となります。

*申込後、通級指導教室で面接をします。

*面接後、川崎市通級指導教室入級審査会で指導が適切と判断された場合、通級指導教室での指導が始まります。

入学後の相談について

- ・小学校では、支援教育コーディネーターが教育相談の窓口になっています。入学後、心配なことや支援について相談したい時は、まず学級担任や支援教育コーディネーターに相談しましょう。

通級指導教室センター的機能

- ・通常の学級に在籍する児童に対する、校内支援の充実を図るため、通級指導教室センター的機能担当教員が各学校を訪問し、支援連携を実施しています。通級指導教室の専門性を生かした助言等を行いながら、支援教育コーディネーターや学級担任と一緒に、個に応じた支援方法を検討しています。
- ・通級指導教室の利用を終了した児童や、通級指導教室の利用を検討している児童についても引継ぎや支援を行っています。

Ⅲ 就学相談の申込について

1 申込方法

以下の手順で、川崎市総合教育センターのホームページから申し込んでください。(電子申込)

- ・ 回答中、途中画面内の「一時保存」から回答状況を保存することができます。
- ・ ★マークは必須項目になります。★のない項目で回答が難しいものは未記入でご回答ください。相談時にお話してください。

①「川崎市 就学相談」で検索してください。

②川崎市総合教育センターホームページに進んでください。

③該当する相談A・B・Cを選択してください。

④選択した相談に進み、説明動画等をご覧ください。

⑤申込フォームから申し込んでください。

入力いただいた情報は、「就学相談申込票」「プロフィール票」に反映されます。
 「プロフィール票」は、学校との個別の教育相談に持参いただけます。
 (就学後、「個別の教育支援計画」の一部として活用する場合があります。)

*電子申込が難しい場合（郵送で申し込んでください。）

①就学相談申込票 A または B とプロフィール票を記入しましょう。（裏面もあります）
プロフィール票をコピーし、原本はお手元で保管しておき、当日持参してください。

②定型封筒 2 通と 110 円切手 2 枚を準備します。（申込封筒・返信封筒）

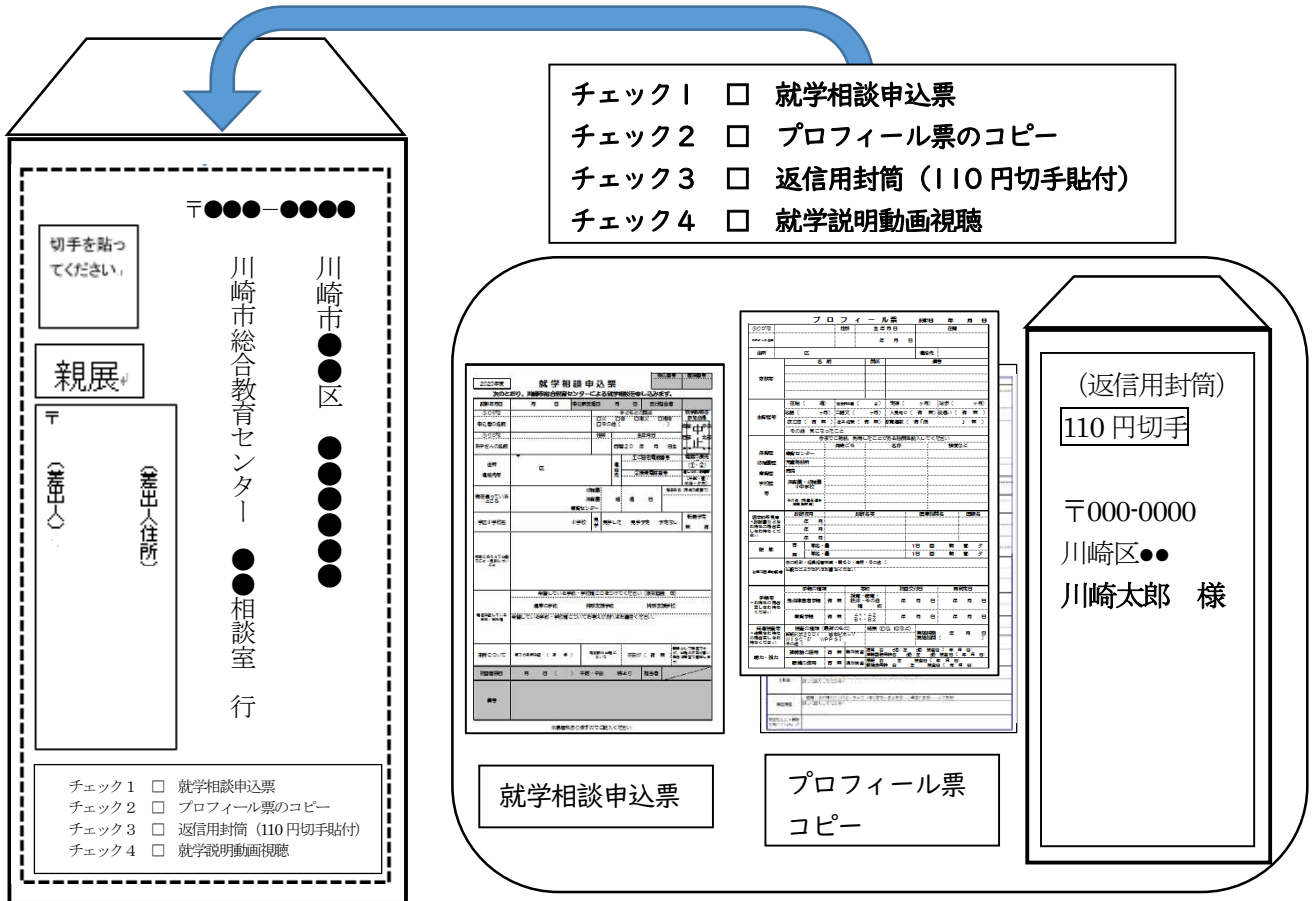
③申込封筒に宛名用紙を利用して貼り付け、返信用封筒に申込者の住所とお名前を記入します。
名前には『様』をつけてください。

*お住いの地域により、相談室が異なり、郵送先が違いますので、注意してください。

川崎市・幸区・中原区	：	塚越相談室	〒212-0024	川崎市幸区塚越1-60
高津区・宮前区・多摩区・麻生区	：	溝口相談室	〒213-0001	川崎市高津区溝口6-9-3

*個人情報を送付するので「特定記録郵便」等の郵送方法の検討をお勧めします。

④必要書類を申込封筒に入れて、郵送します。



2 申込期日

・申込期日は考えている学びの場によって異なります。（P.5～8参照）

- A 特別支援学校を考えている方・・・5月10日（日）（郵送は消印有効）
- B 特別支援学級を考えている方・・・6月30日（火）（郵送は消印有効）
- C 小学校教育生活に心配のある方・・・9月以降、学区小学校で個別の教育相談。学校へ電話申込。

*入院等の事情により、本人の来所が難しい場合は事前にご連絡ください。

3 相談日時の決定

< A 特別支援学校を考えている方 >

- ・5月下旬に、電子申込時に登録していただいたメールアドレスに「相談日時のお知らせ」を送ります。メールアドレスの入力間違いにご注意ください。(郵送申込の方・・・返信用封筒にて郵送)
- ・6月になっても返信がない場合には、各相談室へお電話での問い合わせをお願いいたします。
川崎区・幸区・中原区・・・塚越相談室044-541-3633
高津区・宮前区・多摩区・麻生区・・・溝口相談室044-844-3700
- ・相談日時の変更等がある場合は、相談担当者に直接電話で連絡をお願いします。(メールでのご連絡にはお返しができません。) 電話連絡は平日の午前9時から午後5時までです。

※相談時間については、「相談日時のお知らせ」で必ず確認してください。

※お子さんの状況によっては、運動面や安全面に配慮し、集団場面ではなく個別での活動を実施します。その際は事前に電話で連絡をします。その場合には、下記設定日時と異なることもあります。

塚越相談室 ①6月11日(木) ②6月12日(金) ③6月22日(月) ④6月24日(水) ⑤7月3日(金)
溝口相談室 ①6月9日(火) ②6月17日(水) ③6月19日(金) ④6月23日(火) ⑤7月1日(水)
相談時間・1回目 9:20~10:10 ・2回目 10:40~11:30 ・3回目 13:20~14:10 ・4回目 14:40~15:30

< B 特別支援学級を考えている方 >

- ・申込後2~3週間程度で、電子申込時に登録していただいたメールアドレスに「相談日時のお知らせ」を送ります。メールアドレスの入力間違いにご注意ください。(郵送申込の方・・・返信用封筒にて郵送)
- ・1か月たっても返信がない場合には、各相談室へお電話での問い合わせをお願いいたします。
川崎区・幸区・中原区・・・塚越相談室044-541-3633
高津区・宮前区・多摩区・麻生区・・・溝口相談室044-844-3700
- ・相談日時の変更等がある場合は、相談担当者に直接電話でご連絡をお願いします。(メールでのご連絡にはお返しができません。) 電話連絡は平日の午前9時から午後5時までです。

※相談時間については、「相談日時のお知らせ」で必ず確認してください。

※相談開始時刻は平日9時、10時、11時、13時、14時、15時、16時から設定します。相談時間は40分間です。例：9時から相談の案内が来た場合は「9:00~9:40」となります。

***申込が集中する時期(4~6月)には申込受付から相談日まで数か月、時間をいただく場合がありますので、ご承知おきください。**

IV 就学相談 当日について

I 当日の流れ

来所時

- ・お子さんと保護者と一緒に来所します。相談開始時間の5分前には必ず到着するようにお願いします。
 - ・相談室窓口でお子さんのお名前と相談担当者のお名前をお伝えください。相談開始時刻になるまで、待合室でお待ちください。担当者からお声掛けします。
- ※約束の時間より大幅に遅れた場合は日時を再設定することがあります。

保護者面談…お子さんとは別の部屋でお話をします

- ・これまでの成長の様子、家庭での様子（家族とのかかわり、身の回りのこと）、幼稚園、保育園、療育センター等での様子（友達とのかかわり、指示理解、集団生活）、就学にあたって心配なことや意向などについてお話を伺います。
- ・病院や療育センターでの診断、発達検査の結果、療育手帳、服薬などについて教えてください。
- ・相談の中でお子さんの教育的ニーズを確認し、どのような支援が必要か、どのような教育環境が適しているか一緒に考えます。
- ・電子申込をされた方には、プロフィール票（申込時の入力情報を記載したもの）をお渡しします。

お子さんの活動…保護者の方とは別の部屋で活動します

- ・お子さんは、子ども担当と一緒に活動しながら簡単な課題や遊びを行います（発達検査ではありません）。
- ・特別支援学校を考えている方は、基本的に集団場面で活動を行います。ただし、お子さんの状況に応じて、個別で活動を行う場合があります。
- ・特別支援学級を考えている方は、個別での活動を行います。

2 当日の持ち物

- ①療育手帳、身体障害者手帳等を取得されている場合は、そのコピー（カバーから外し、表面を開いた状態のもの）
- ②発達検査や医師の診察を受けている方は、発達検査や医師の診断（療育センターの医師を含む）等のコピー、またはメモ等（医療機関や療育機関に結果等をご確認ください）
- ③服薬をしている方は、お薬手帳等のコピー
- ④郵送申込の方は、プロフィール票の原本をお持ちください。

お子さんにとってより適した学びの場を考えるには、十分な情報収集が必要です。そのために、発達検査や医師の診断等、お子さんの障害の程度や状態がわかる資料を提出していただいています。できるだけ就学相談を受ける前に、療育機関や医療機関等で発達検査や医師の診断などを確認しておいてください。

V 入学までの連携

I 総合教育センターとの連携

<お子さんの相談時の様子と必要な支援について>

- ・相談担当者から、相談後2～4週間を目途に、お電話でご報告します（午前9時から午後5時）。来所されてのご報告も可能です。電話・来所、どちらの場合でも、書面でのご報告は行っておりませんので、御了承ください。
- ・必要に応じて、繰り返し相談日を設定することも可能です。

<総合教育センターでの相談後>

- ・総合教育センター相談担当者と保護者で、適宜電話での情報交換や来所相談を行っていきます。
- ・「手帳の更新、発達検査の実施、医師の診断、服薬等の変更」など新たな情報が生じた場合は、相談担当者に必ず連絡してください。

<入学まで>

- ・就学先が決定した後も、これからの支援や学校との連携など心配なことがあれば、総合教育センターでの相談を行うことができます。
- ・就学相談は、令和9年3月31日で終了となります。

2 学校との連携

<プロフィール票の活用>

- ・「プロフィール票」には、お子さんの様子がまとめて書かれています。学校との個別の教育相談をする際には「プロフィール票」を活用し、お子さんの様子を伝えましょう。
- ・川崎市立学校入学後、特別支援学校・特別支援学級のお子さんについてはサポートノート（個別の教育支援計画・個別の指導計画）を作成します。その時にも「プロフィール票」をサポートノートの一部として使います。

3 関係機関との連携

- ・必要に応じて幼稚園、保育園、療育センター等と、情報交換またはお子さんの様子を拝見させていただくことがあります。同様に、各学校等と連絡を取り合うことがあります。また、お子さんに必要な支援について、川崎市教育支援会議で意見を聴取する場合があります。
- ・保護者の同意を得て、医療機関と連携をとることがあります。

<その他>

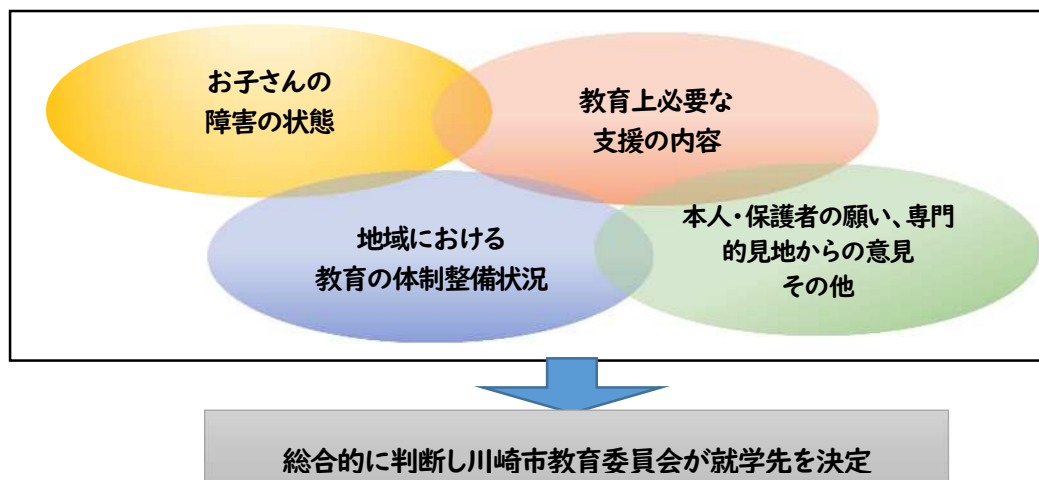
- ・就学相談時の資料は、就学後5年間保存した後、廃棄します。
- ・就学相談を行う上で必要とした個人情報については、就学相談及び就学先決定以外の目的で使用することはありません。
- ・入学後に、総合教育センターで教育相談を行うことも可能です。その場合は、学校と十分に相談したうえで、学校を通してお申し込みください。

VI 就学先の決定について

I 就学先の決定

就学先の決定に当たっては、お子さんの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情から総合的に判断します。

また、就学相談においては、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、本人・保護者や教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、学校関係者、医師、学識経験者等の就学について専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議」において、お子さんに適した就学先について審議し、最終的には川崎市教育委員会が決定します。（学校教育法施行令第5条）



2 障害の程度

学校教育法施行令第22条の3に示されている「障害の程度」に該当する者のうち、「その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して」教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認める者が、特別支援学校に就学します。（学校教育法施行令第5条）

3 学びの場の見直しについて

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、学びの場を見直すことも可能です。

4 合意形成に至らなかった場合

就学相談では、保護者と丁寧に相談を進めていきますが、就学先の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき審査請求を行うことも可能です。

<参考法令等>

- ・学校教育法第8章「特別支援教育」
- ・学校教育法施行令第5条、17条、18条、22条等
- ・学校教育法施行規則第8章「特別支援教育」
- ・「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
（平成25年10月4日 25文科初第756号）
- ・「障害のある子供の教育支援の手引き ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
令和3年6月 文部科学省

【資料】 学区外の小学校への就学(指定変更)について

各学校には通学区域が定めてあり、お子さんは原則としてお住まいの住所を通学区域とする学校に通います。ただし、家庭や個人の特別な事情から、やむを得ず入学指定校を変更する必要がある場合に限り、指定変更手続きを申請することができます。

お住まいの区役所から令和9年1月に「学校指定通知」がご家庭に届きます。「指定変更の手続き」は、それ以降に行います。

※詳しくは川崎市教育委員会のホームページ内「市立小中学校の指定変更手続きについて」(下記2次元コードで読み取り)でご確認ください。



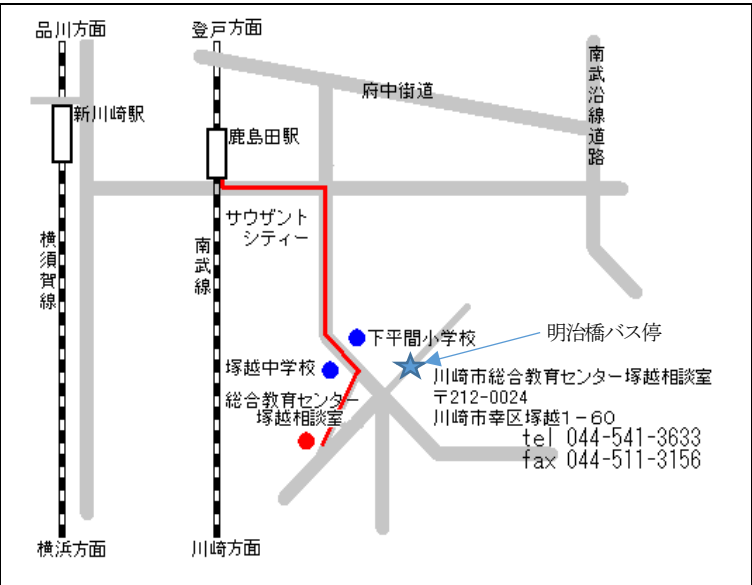
市立小中学校の指定変更手続きについて

【資料】 相談室の案内

<塚越相談室>
原則として川崎・幸・中原区
 電話：541-3633
 住所：幸区塚越1-60
 塚越中学校に隣接しています。

<自動車>
 ・駐車場が利用できます。

<交通機関>
 ・JR南武線 鹿島田駅より徒歩約8分
 ・臨港バス【川60】川崎駅西口発
 鹿島田行または元住吉行バス
 「明治橋」下車徒歩2分

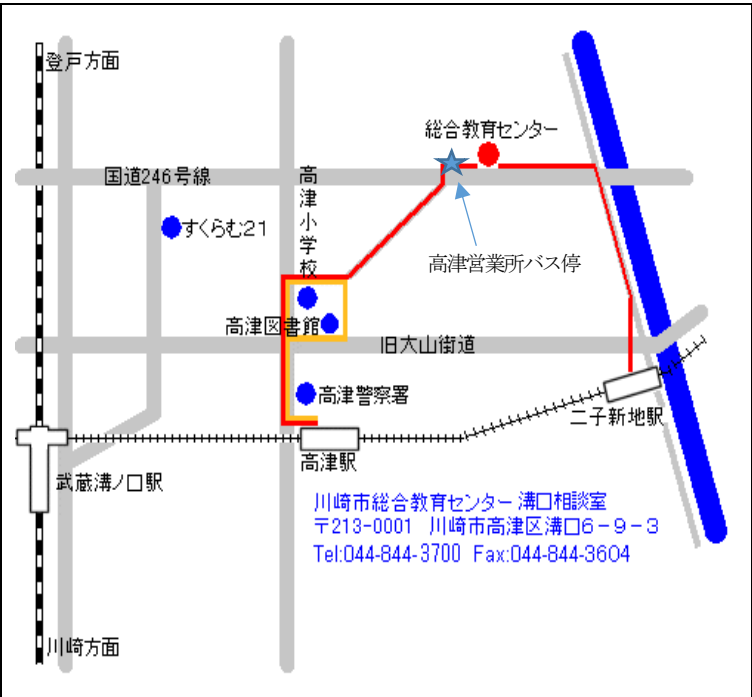


塚越相談室案内2次元コード

<溝口相談室>
原則として高津・宮前・多摩・麻生区
 電話：844-3700
 住所：高津区溝口6-9-3
 国道246号線沿い

<自動車>
 ・駐車場が利用できます。

<交通機関>
 ・JR南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約20分
 ・東急田園都市線 高津駅より徒歩約10分
 二子新地駅より徒歩約10分
 ・東急バス【向02】向ヶ丘遊園駅南口発
 二子玉川行バス約20分
 「高津営業所前」下車徒歩1分



溝口相談室案内2次元コード